平成２２年（フ）第３０号
兵庫県篠山市西新町１番地２　サークル・エイト篠山107号
債務者　能勢　晃広
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
山口県宇部市野中５丁目３番27―１号、前住所山口県宇部市五十目山町５番34―３号
債務者　三原江美子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１９５号
香川県高松市茜町19番35ダイアパレス茜町インタースクエア２番館1007号
債務者　下堂　健一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１９６号
香川県高松市茜町19番35ダイアパレス茜町インタースクエア２番館1007号
債務者　下堂　芳子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６５号
長崎県諫早市多良見町シーサイド３番地29
債務者　野口　俊治
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
長崎県諫早市多良見町シーサイド３番地29
債務者　野口　和子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
長崎県大村市植松３丁目838番地１　平田アパートＣ102号、前住所長崎県大村市西大村本町288番地　田尻アパート２Ｆ
債務者　一瀬　寅次
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
長崎県諫早市原口町636番地　オーナーズヒル201―１階104号、前住所長崎市潮見町705番地３
債務者　和知恵美奈（旧姓樽水）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
長崎県大村市富の原２丁目287番地１　レオパレスロハス富の原105号、前住所長崎県北松浦郡江迎町小川内免94番地１
債務者　松田　大介
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
静岡県掛川市水垂257番地の16
債務者　平岩　寿一
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１２８９号
名古屋市中村区並木１丁目４番地
債務者　青島　義久
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６５号
愛知県瀬戸市西松山町２丁目７番地の１　野村新瀬戸ヒルズ1312
債務者　畑中　敏一
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１号
香川県坂出市府中町555番地30
債務者　夏山幸美こと　郭　　幸美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第３８号
北海道日高郡新ひだか町静内清水丘75番地の１　公住37―181
債務者　伊藤　安子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
北海道小樽市錦町21番６号
債務者　西澤　政雄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１１４号
北海道小樽市錦町21番６号
債務者　西澤　勝子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２５号
北海道苫小牧市新中野町３丁目13番５―101号
債務者　野中　裕文
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部